

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)の規定に基づき、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、一定程度の精神障がいの状態のある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の各種申請(新規・更新・等級変更等)・届出(氏名変更・住所変更)の受理、愛知県への進達等の事務を行う。 ※精神保健福祉法施行令の規定により、県に対する精神障害者保健福祉手帳に関する各種申請・届出は市を経由して行うこととされている。</p> <p>①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、年金証書等)に記載された内容を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ③申請書類等を愛知県に進達する。 ④愛知県が交付申請を却下又は不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、却下通知書又は不承認通知書を送付する。 ⑤愛知県が交付申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し郵送交付する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、年金証書等)に記載された内容を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ④愛知県が交付申請を却下又は不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、却下通知書又は不承認通知書を送付する。 ⑤愛知県が交付申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し郵送交付する。</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(精神障がい者福祉) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 宛名管理システム 4 データ連携基盤(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
愛知県知事	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成29年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 :行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる25の項 :別表第二省令第18条		事前	
平成29年2月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年4月1日	事後	
平成29年2月15日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年2月15日	全般	番号法	番号利用法	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	法令上の根拠	・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条	・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、同条-7、同条-8		
平成30年3月23日	所属長	小幡 実	片岡 泉		
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点か	2016/4/1 時点	2017/11/16 時点		
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	同法施行令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令		
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム(精神障がい者福祉) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 4 中間サーバー 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム)	1 福祉総合システム(精神障がい者福祉) 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 宛名管理システム 4 データ連携基盤(庁内連携システム)		
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号利用法という。)第9条第1項及び別表第1の項番14	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項		
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、同条-7、同条-8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第8項		
平成31年1月16日	IV - 1	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年1月16日	IV - 2	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 4	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 5	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 7	—	十分である	事後	
平成31年1月16日	IV - 8	—	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月16日	IV-9		十分である	事後	
平成31年4月1日	所属長	片岡 泉	池野 肇	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法施行令第5条、第6条の2、第7条第2項、第8条第1項、第9条第3項、第10条第3項、第10条の2第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第8項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第8項 	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、年金証書等)に記載された内容を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ③申請書類等を愛知県に進達する。 ④愛知県が交付申請を却下又は不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、却下通知書又は不承認通知書を送付する。 ⑤愛知県が交付申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し通知文を送付する。 ⑥来所者へ手帳を交付する。 <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、年金証書等)に記載された内容を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ④愛知県が交付申請を却下又は不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、却下通知書又は不承認通知書を送付する。 ⑤愛知県が交付申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し通知文を送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、年金証書等)に記載された内容を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ③申請書類等を愛知県に進達する。 ④愛知県が交付申請を却下又は不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、却下通知書又は不承認通知書を送付する。 ⑤愛知県が交付申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し郵送交付する。 <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、年金証書等)に記載された内容を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ④愛知県が交付申請を却下又は不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、却下通知書又は不承認通知書を送付する。 ⑤愛知県が交付申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し郵送交付する。 	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第8項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(発令:平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)第14条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号 	事後	
令和2年10月1日	所属長	健康増進課長 池野 肇	健康増進課長	事後	
令和2年10月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点か	2019/1/17 時点	2020/3/1 時点	事後	
令和3年4月1日	I-5-①部署	保健部健康増進課	福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長	障がい福祉課長	事後	
令和3年4月1日	I-7請求先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-8連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6715)	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)	事後	
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(発令:平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)第14条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)第9条第1項及び別表第1の14の項 	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点か	令和2年3月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) 、[]接続しない(提供) 目的外のリスクへの	[○]接続しない(入手) 、[○]接続しない(提供)	事後	
令和4年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	
令和4年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点か	令和4年1月1日時点	令和5年1月20日時点	事後	